

○沖縄市建築確認申請等手数料徴収条例

(平成12年3月30日条例第25号)

改正 平成13年3月8日条例第8号 平成18年7月11日条例第23号
平成19年5月1日条例第11号 平成20年6月30日条例第14号
平成22年3月4日条例第5号 平成27年3月4日条例第8号
平成30年10月24日条例第28号 平成31年3月29日条例第8号
令和2年12月28日条例第34号 令和4年7月19日条例第14号
令和4年11月7日条例第17号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 建築確認等に関する手数料(第2条―第10条)
- 第3章 建築物の許可等に関する手数料(第11条・第12条)
- 第4章 雑則(第13条・第14条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、建築に関する事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築確認等に関する手数料

(確認申請手数料)

第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者は、当該建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計に応じ、第3項で定める額の手数料を、確認申請のときに市に納めなければならない。

- 2 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者で、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次条第2項に定める額の手数料を市に納めなければならない。
- 3 第1項に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	7,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	48,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	71,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	207,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	311,000円
5万㎡を超えるもの	531,000円

4 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当

該建築に係る部分の床面積

- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第3条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の建築設備について次項で定める額の手数料を確認申請のときに市に納めなければならない。

- 2 前項に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 11,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)
 - (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
- 3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物について次に定める額の手数料を確認申請のときに市に納めなければならない。
 - (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 11,000円
 - (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物の築造をする場合 6,000円(建築物の完了検査申請手数料)

第4条 法第7条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査の申請をしようとする者は、当該建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計に応じ、第3項で定める額の手数料を当該申請のときに市に納めなければならない。

- 2 法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者で、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項の手数料のほか、当該昇降機1基について次条第2項で定める額の手数料を同項の区分に従い、市に納めなければならない。
- 3 第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	17,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	23,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	32,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	53,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	74,000円

2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	178,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	260,000円
5万㎡を超えるもの	455,000円

- 4 第1項の完了検査の申請に係る建築物が法第7条の3に規定する中間検査を受けたものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	52,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	69,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	161,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	252,000円
5万㎡を超えるもの	445,000円

- 5 前項の完了検査申請に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項で定める手数料に、当該昇降機1基につき14,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算した額とする。
- 6 第3項及び第4項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
（建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者は、次項で定める額の手数を当該申請のときに市に納めなければならない。

- 2 前項に規定する完了検査申請手数料の額は、一の建築設備について16,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）とする。
- 3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者は、一の工作物について次項で定める額の手数を当該申請のときに市に納めなければならない。
- 4 前項に規定する完了検査申請手数料の額は、12,000円とする。
（建築物の中間検査申請手数料）

第6条 法第7条の3の規定による中間検査の申請をしようとする者は、建築物の建築、修繕又は模様替に係る中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、申請手数料を当該申請のときに市に納めなければならない。

- 2 前項の申請手数料の額は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000円

100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	49,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	66,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	147,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	222,000円
5万㎡を超えるもの	407,000円

- 3 前項の中間検査申請に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項で定める手数料に当該昇降機1基につき16,000円（小荷物専用昇降機については、12,000円）を加算した額とする。

（建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料）

第7条 法第87条の4において準用する法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請をしようとする者は、次項で定める手数料を当該申請のときに市に納めなければならない。

- 2 前項に規定する中間検査申請手数料の額は、一の建築設備について16,000円（小荷物専用昇降機については、12,000円）とする。

- 3 法第88条第1項において準用する法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請をしようとする者は、一の工作物について次項で定める手数料を当該申請のときに市に納めなければならない。

- 4 前項に規定する中間検査申請手数料の額は、13,000円とする。

（計画通知審査事務手数料）

第8条 法第18条第2項、第16項又は第19項に規定する通知をしようとする者は、当該建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に応じ、当該計画の通知のときに審査事務手数料を市に納めなければならない。

- 2 前項に規定する手数料は、第2条から前条までの規定を準用する。

（確認申請手数料等の減免）

第9条 次の各号のいずれかに該当する建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）についての確認申請手数料、完了検査申請手数料又は中間検査申請手数料の減免の額は、第2条から第7条までの規定により算定した額の2分の1とする。

(1) 行政庁の処分により移転するもの

(2) その他市長が特別の理由があるものと認めるもの

- 2 災害により滅失し、又は破損した住宅をその災害の日から1年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合における確認申請手数料、完了検査申請手数料又は中間検査申請手数料は免除する。

- 3 前2項の規定により確認申請手数料、完了検査申請手数料又は中間検査申請手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の事由に該当することを証する書面を法第6条第1項（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書又は法第7条第1項（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査申請書及び法第7条の3第2項（法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(計画通知審査事務手数料の免除)

第10条 第8条に規定する計画通知審査事務手数料について、市長が特別の理由があると認めるものについては、当該手数料は免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、計画通知、完了検査又は中間検査のそれぞれの通知のときに、免除の事由等を記載した免除申請書を市長に提出しなければならない。

第3章 建築物の許可等に関する手数料

(建築物の許可等に関する申請手数料)

第11条 第2条から前条までに定めるもののほか、建築物の許可等の手数料に関し、当該許可等の申請をしようとする者は、次項から第8項までに定めるところにより、申請の区分に応じた申請手数料を当該申請のときに市に納めなければならない。

2 法に関する手数料は、別表第1のとおりとする。

3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に関する手数料は、別表第2のとおりとする。

4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に関する手数料は、別表第3のとおりとする。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料は別表第4のとおりとし、同法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する手数料は別表第5のとおりとする。

6 前3項に掲げる法律の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出がある場合にあっては、第2条第3項の表に掲げる額(当該申出に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第3条第2項に定める額を加えた額、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合(法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては別表第6に掲げる額を加えた額)を加算するものとする。

7 確認台帳記載証明書(法第12条第8項に規定する台帳に記載された事項を証明する書面をいう。)の交付手数料は、1件につき300円とする。

8 建築計画概要書等(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項各号に掲げる書類をいう。)の写しの交付手数料は、1件につき300円とする。

(手数料の減免)

第12条 前条に規定する手数料の減免については、次に定めるところによる。

(1) 天災その他の災害を受け、支払能力がないと認めた者の手数料は、免除する。

(2) その他市長が特別の理由があると認める者に対しては、市長が認める範囲内で全額又は一部を免除する。

2 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の事由に該当することを証する書面を建築物の許可等に関する申請書に添えて市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(手数料の不還付)

第13条 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月8日条例第8号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月11日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の構造計算適合性判定、中間検査及び計画通知審査事務に係る手数料の規定は、この条例の施行の日以後に行われた確認申請及び建築物の許可等に関する申請（以下「申請」という。）に係る建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）に適用し、同日前に行われた申請に係る建築物等については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月4日条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第6号で平成22年3月19日から施行)

附 則(平成27年3月4日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄市建築基準法施行手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第8号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の

日から施行する。ただし、別表第1号及び第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄市建築基準法施行手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年7月19日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年11月7日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄市建築確認申請等手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

(沖縄市手数料徴収条例の一部改正)

3 沖縄市手数料徴収条例(平成12年沖縄市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1(第11条関係)

号	申請の区分	申請手数料の名称	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
2	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	道路位置指定申請手数料	50,000円
3	法第42条第1項第3号若しくは第5号、第2項又は第3項の規定に基づく道路の位置の変更又は廃止	道路位置指定変更又は廃止申請手数料	25,000円
4	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
5	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円

6	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
7	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
8	法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
9	法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
10	法第48条第1項から第14項までのただし書又は沖縄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年沖縄市条例第1号）第2条第1項ただし書（それぞれ法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例許可	用途地域等又は特別用途地区における特例許可申請手数料	180,000円
11	法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例許可	特例許可を受けた建築物等の増築等特例許可申請手数料	100,000円
12	法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例許可	用途地域等における日常生活に必要な建築物等で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられているものの特例許可申請手数料	140,000円
13	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請手数料	160,000円
14	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく容積率に関する特例許可	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
15	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建蔽率に関する特例許可	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建蔽率に関する特例許可申請手数料	33,000円
16	法第53条第6項第3号の規定に基づく建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外許可申請手数料	33,000円
17	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
18	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例認定	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円

19	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
20	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
21	法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	敷地の数が2である場合 78,000円
			敷地の数が3以上の場合 78,000円 + ((敷地の数) - 2) × 28,000円
22	法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消し	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度指定の取消し申請手数料	6,400円 + (敷地の数) × 12,000円
23	法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの特例許可	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
24	法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外の認定	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
25	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例許可	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
26	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
27	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
28	法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例許可	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する特例許可申請手数料	160,000円
29	法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁又は柱の位置の制限に関する特例許可	特定防災街区整備地区内における建築物の壁又は柱の位置の制限に関する特例許可申請手数料	160,000円
30	法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの制限に関する特例許可	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの制限に関する特例許可申請手数料	160,000円
31	法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さの制限に係る特例許可	景観地区内における建築物の高さの制限に係る特例許可申請手数料	160,000円
32	法第68条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の制限に係る特例許可	景観地区内における建築物の壁面の位置の制限に係る特例許可申請手数料	160,000円
	法第68条第3項第2号の規定に	景観地区内における建築	

33	基づく建築物の敷地面積の最低限度の制限に係る特例許可	物の敷地面積の最低限度の制限に係る特例許可申請手数料	160,000円
34	法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さの制限の適用除外認定	景観地区内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
35	法第68条の3第1項、第2項又は第3項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
36	法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	27,000円
37	法第68条の4の規定に基づく公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
38	法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
39	法第68条の5の5第1項又は第2項の規定に基づく建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
40	法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例認定	地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する特例認定申請手数料	27,000円
41	法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
42	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築許可	仮設興行場等の建築許可申請手数料	120,000円
43	法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
44	法第86条第1項の規定に基づく複数建築物に関する特例認定	一の敷地とみなすこと等による複数建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2の場合 78,000円 建築物の数が3以上の場合 78,000円 + ((建築物の数) - 2) × 28,000円
			建築物（既存建築物を除く。以下この号におい

45	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物の特例の認定	既存建築物を前提とした総合設計による複数建築物に関する特例認定申請手数料	て同じ。)の数が1である場合 78,000円
			建築物の数が2以上である場合 78,000円 + ((建築物の数) - 1) × 28,000円
46	法第86条第3項の規定に基づく建築物に関する特例許可	広い空地进行を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2の場合 220,000円
			建築物の数が3以上の場合 220,000円 + ((建築物の数) - 2) × 28,000円
47	法第86条第4項の規定に基づく建築物に関する特例許可	広い空地进行を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例許可申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1の場合 220,000円
			建築物の数が2以上の場合 220,000円 + ((建築物の数) - 1) × 28,000円
48	法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 78,000円
			建築物の数が2以上の場合 78,000円 + ((建築物の数) - 1) × 28,000円
49	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例許可	一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 220,000円
			建築物の数が2以上の場合 220,000円 + ((建築物の数) - 1) × 28,000円
			建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同

50	法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可	一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料	じ。)の数が1の場合 220,000円
			建築物の数が2以上の場合 220,000円+((建築物の数)-1)×28,000円
51	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円+(建築物の数)×12,000円
52	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
53	法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画に関する認定	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
54	法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画に関する変更認定	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
55	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合に関する許可	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料	120,000円
56	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合に関する許可	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	160,000円

別表第2(第11条関係)

号	申請の区分		手数料の額	
	申請の種別	床面積の合計		
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき	68,000円	
		共同住宅等	500平方メートル以下	157,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	247,000円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	488,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	876,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,511,000円
			10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	2,805,000円

			20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	4,028,000円
			30,000平方メートル超え	4,949,000円
2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		15,000円
		共同住宅等	500平方メートル以下	25,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	39,000円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	62,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	98,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	147,000円
			10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	248,000円
			20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	313,000円
			30,000平方メートル超え	355,000円
3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		99,000円
		共同住宅等	500平方メートル以下	230,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	364,000円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	722,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1,298,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	2,241,000円
			10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	4,161,000円
			20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	5,976,000円
			30,000平方メートル超え	7,343,000円
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		21,000円
		共同住宅等	500平方メートル以下	36,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	56,000円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	92,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	145,000円
			5,000平方メートルを超え	219,000円

			10,000平方メートル以下	
			10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	370,000円
			20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	468,000円
			30,000平方メートル超え	531,000円
5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		34,000円
		共同住宅等	当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、第1号共同住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額	
6	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		7,500円
		共同住宅等	当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、第2号共同住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額	
7	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更(変更部分について確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		49,500円
		共同住宅等	当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、第3号共同住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額	
8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請	戸建て住宅1件につき		10,500円
		共同住宅等	当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、第4号共同住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額	
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	戸建て住宅又は共同住宅等1件につき		5,000円
10	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請	戸建て住宅又は共同住宅等1件につき		5,000円
11	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請	戸建て住宅又は共同住宅等1件につき		160,000円

備考 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。

別表第3(第11条関係)

	申請の区分	
--	-------	--

号	申請の種別	建築物の各部分の区分	戸数又は床面積の合計	手数料の額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	住戸	1戸	24,000円
			2戸以上5戸以下	49,000円
			6戸以上10戸以下	69,000円
			11戸以上25戸以下	98,000円
			26戸以上50戸以下	142,000円
			51戸以上100戸以下	205,000円
			101戸以上200戸以下	281,000円
			201戸以上300戸以下	371,000円
			301戸以上	433,000円
		共同住宅等の共用部分	300平方メートル以下	78,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	129,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	205,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	266,000円
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	322,000円
			25,000平方メートルを超え	372,000円
		住宅以外の用途に供する部分	300平方メートル以下	172,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	275,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	395,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	488,000円
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	579,000円
			25,000平方メートルを超え	658,000円
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請	住戸	1戸	3,300円
			2戸以上5戸以下	6,900円
			6戸以上10戸以下	11,000円
			11戸以上25戸以下	20,000円
			26戸以上50戸以下	34,000円
			51戸以上100戸以下	62,000円
			101戸以上200戸以下	100,000円
			201戸以上300戸以下	129,000円
			301戸以上	137,000円
		共同住宅等の共用部分又は	300平方メートル以下	6,900円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	20,000円

		住宅以外の用途に供する部分	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	62,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	100,000円
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	129,000円
			25,000平方メートル超え	158,000円
3	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	第1号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額		
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請	第2号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額		

備考

- この表における申請手数料は、申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額とする。
- この表において「評価機関等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

別表第4(第11条関係)

号	申請の区分				手数料の額
	申請の種別	建築物用途	評価の方法	床面積の合計	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請	工場等以外	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イ	300平方メートル未満	215,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	347,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	494,000円
				5,000平方メートル	608,000円

		以上10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	719,000円
		25,000平方メートル以上	820,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ	300平方メートル未満	83,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	106,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	139,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	223,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	291,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	349,000円
		25,000平方メートル以上	410,000円
工場等		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ	300平方メートル未満
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満		31,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		42,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		97,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		143,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満		176,000円
	25,000平方メートル以上		218,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ		300平方メートル未満
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	27,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	37,000円

			トル未満	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	91,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	136,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	169,000円
			25,000平方メートル以上	209,000円
	他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロ	300平方メートル未満	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	17,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	77,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	121,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	152,000円
			25,000平方メートル以上	190,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請	第1号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額		
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関することを証する書面の交付の申請	第1号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額		

備考

- この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他建築物のエネルギーの使用に関してこれらに類するものをいう。
- この表において「他の建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。

別表第5(第11条関係)

号	申請の区分			手数料の額
	申請の種別	建築物の各部分の区分	床面積の合計	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項(他の建築物を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満	215,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	347,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	494,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	608,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	719,000円
			25,000平方メートル以上	820,000円
			非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満		106,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		139,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		223,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		291,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満		349,000円
		25,000平方メートル以上		410,000円
		住宅部分(共同住宅に係るものを除	200平方メートル未満	34,000円

		く。)	200平方メートル以上	38,000円
		住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)	300平方メートル未満	66,000円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	110,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	186,000円
			5,000平方メートル以上	265,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項(他の建築物を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請	非住宅部分	300平方メートル未満	11,000円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	17,000円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	27,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	77,000円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	121,000円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	152,000円
			25,000平方メートル以上	190,000円
			住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)	6,000円
		住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)	300平方メートル未満	11,000円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	21,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	44,000円
			5,000平方メートル以上	77,000円
		3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	第1号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第35条第2項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	第2号の申請の区分に応じた手数料の額に2分の1を乗じた額		

	費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請	じた額		
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能(同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請	非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満	215,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	347,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	494,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	608,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	719,000円
			25,000平方メートル以上	820,000円
		非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満	83,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	106,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	139,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	223,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	291,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	349,000円
			25,000平方メートル以上	410,000円
		住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	200平方メートル未満	34,000円

		第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	200平方メートル以上	38,000円	
		住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	200平方メートル未満	18,000円	
			200平方メートル以上	19,000円	
		住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満	66,000円	
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	110,000円	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	186,000円	
			5,000平方メートル以上	265,000円	
		住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	300平方メートル未満	33,000円	
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	55,000円	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	98,000円	
			5,000平方メートル以上	148,000円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能(同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請	非住宅部分	300平方メートル未満	11,000円	
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	17,000円
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	27,000円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	77,000円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	121,000円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メー	152,000円

		トル未満	
		25,000平方メートル以上	190,000円
	住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)		6,000円
	住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)	300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	21,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	44,000円
		5,000平方メートル以上	77,000円

備考

- この表における申請手数料は、申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、床面積の合計ごとに定める額を合算した額とする。
- この表において「他の建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。
- この表において「評価機関等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

別表第6(第11条関係)

床面積の合計	手数料の額	
	認定プログラムによる場合	認定プログラムによる場合以外の場合
200平方メートル以下のもの	1棟につき 99,000円	1棟につき 130,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1棟につき 117,000円	1棟につき 167,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	1棟につき 135,000円	1棟につき 204,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1棟につき 172,000円	1棟につき 278,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1棟につき 191,000円	1棟につき 319,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1棟につき 246,000円	1棟につき 429,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 430,000円	1棟につき 800,000円

備考

- 床面積の合計とは、適合性判定を要する部分の床面積とする。
- 認定プログラムによる場合とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられる建築物の場合とする。
- 確認の申請又は計画の通知の手数料に加算する額は、1棟ごとに床面積の合

計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であっても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。